

学 費

学校種・学校立(国立・公立・私立)・修業年限の違いにより、総学費は大きく変わる(図2・図5)。大学は4年間、短大・専門学校は2年間分の学費となるのが一般的だが、医・歯・薬学系大学の場合は6年制、短大は3年制、専門学校の場合は3～4年制もある。

国立大学の学費

国立大学の入学料、授業料は、文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で標準額として規定の金額が定められている。

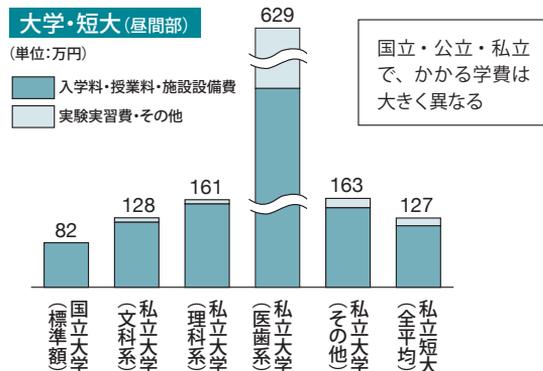
〈国立大学の初年度納入金 標準額〉

(昼間部)	入学料：282,000円 授業料：535,800円 計：817,800円
(夜間部)	入学料：141,000円 授業料：267,900円 計：408,900円

卒業までにかかる学費の概算は約250万円程度(4年制昼間部の場合。入学料+授業料 ※諸経費は含まず)。

なお、標準額の20%を超えない範囲内で、大学により異なる金額を設定することも可能とされている。長らく各国立大学の入学料、学部の授業料は、標準額と同額であった。しかし、平成31年度から東京工業大学、東京芸術大学、令和2年度に千葉大学、一橋大学、東京医科歯科大学が授業料を引き上げ、令和6年度は、東京農工大学が授業料を引き上げた。引き上げ幅は、各大学とも10万円程度になっている。また、東京芸術大学は、入学料も引き上げて338,400円としている。

■図5 大学・短大の初年度納入金平均額



資料：文部科学省「令和5年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金等平均額」

公立大学の学費

公立大学の入学料、授業料は、国立大学の標準額に準じた金額となっているが、大学によって多少異なる。

公立大学の学費の大きな特徴は、多くの学校で入学料における「**地元出身者優遇制度**」を設けている点である。たとえば、大阪公立大学では、令和5年度の入学料は、「大阪府民およびその子」が28万2,000円、「その他の者」は38万2,000円に設定されている。

東京都立大学では令和6(2024)年度から新たな授業料減免制度を開始した。学生の生計維持者(原則、父母)が、前年度の12月31日から申請時まで都内に住所を有していることを要件として、所得制限なしで授業料が全額免除される。

入学料、授業料の平均は以下のとおり(文部科学省調べ)。なお、施設設備費は徴収しない学校が多い(一部例外あり)。

〈公立大学の初年度納入金 平均額(令和5年度)〉

(昼間部)	入学料(地域内)：224,066円 入学料(地域外)：374,371円 授業料：536,191円 計：約760,000円(地域内)／約910,000円(地域外)
	卒業までの学費の概算は240万～250万円程度(4年制昼間部の場合。入学料+授業料 ※諸経費は含まず)。

私立大学の学費

私立大学の学費は、学校や分野によって大きく異なる。文科系、理科系、医歯系昼間部の入学料、授業料、施設設備費の平均額は以下のとおり(文部科学省調べ)。

〈私立大学の初年度納入金 平均額(令和5年度)〉

(昼間部) 【文科系】	入学料：223,867円 授業料：827,135円 施設設備費：143,838円 計：1,194,841円 (実験実習費などを含んだ総計 1,275,749円)
【理科系】	入学料：234,756円 授業料：1,162,738円 施設設備費：132,956円 計：1,530,451円 (実験実習費などを含んだ総計 1,608,576円)